

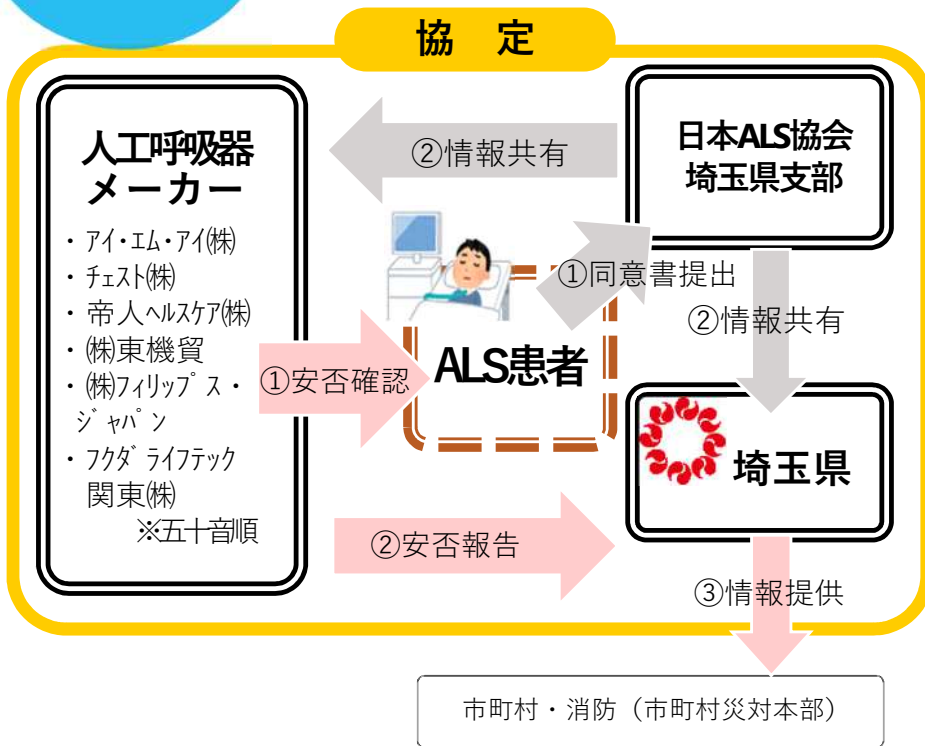


日本ALS協会埼玉県支部と人工呼吸器メーカー、埼玉県による

在宅ALS患者の安全確保に関する協定

協定の内容

災害等により、人工呼吸器を装着した在宅ALS患者生命維持に危険が及ぶおそれがある場合、その安全を確保するため、迅速に情報共有ができる体制を確保します。



平時

- ① 日本ALS協会会員の患者さんは県支部に情報提供への同意書を提出。
- ② 各機関で平常時から情報を共有。

災害時

- ① 地震や台風直撃時等*に人工呼吸器メーカーが安否確認を行う。
- ② 埼玉県に安否確認の結果を報告。
- ③ 埼玉県は、安否確認情報を整理し、安否未確認者等は市町村や消防に情報提供。

* 震度5弱以上の地震、警戒レベル3以上の台風の直撃の際などを想定。災害の規模により情報共有に遅れ等が生じた場合は、埼玉県が住まいの市町村、保健所と連携し、情報共有をサポートします。

協定の対象

- ▶ 日本ALS協会埼玉県支部に加入中で人工呼吸器を装着されている在宅ALS患者の方
- ▶ 情報提供に関する同意書の提出が必要です。同意書は主治医にご確認いただく必要があります。

これから入会される方も対象です

問い合わせ

■ 協定についてのお問合せ先

埼玉県保健医療部疾病対策課指定難病対策担当

☎ 048-830-3562

■ 日本ALS協会埼玉県支部へのお問合せ先

☎ 048-857-4607 ✉ jalsa.saitama@gmail.com

※ 入会の場合、別途入会費が必要です。

埼玉県 ALS協定

